

### 年金

就職、結婚、退職などの人生の節目で、**国民年金の届出が必要になる場合があります**

#### 国民年金の加入の仕方(種別)は3種類

国民年金は、社会全体で支える世代間扶養の仕組みに基づいていますので、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。

- **第1号被保険者**  
自営業者、農業従事者、学生などの20歳以上60歳未満の方
- **第2号被保険者**  
厚生年金保険(共済組合)に加入している会社員(公務員)
- **第3号被保険者**  
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

#### 加入の仕方(種別)が変更になる場合は届出を!

国民年金は就職、結婚、退職などの人生の節目に加入の仕方(種別)が変わる場合があります、そのつど手続きが必要になります。種別が変更になるのに手続きを行わないと、将来の年金額が少なくなったり、全く受けられなくなったりする場合がありますので、ご注意ください。

#### このような場合、国民年金の加入の仕方(種別)が変わります

- **第1号被保険者が、**  
\* 就職して、厚生年金保険(共済組合)に加入した場合  
→ 第2号被保険者に変わります  
【勤務先が手続きを行います】
- \* 厚生年金保険(共済組合)に加入している会社員(公務員)と結婚して、扶養されるようになった場合  
→ 第3号被保険者に変わります  
【配偶者の勤務先へ届出が必要です】
- **第2号被保険者が、**  
\* 会社や役所などを退職して、自営業者や無職になった場合  
→ 第1号被保険者に変わります

【町の国民年金窓口へ届出が必要です】

- \* 会社や役所などを退職して、厚生年金保険(共済組合)に加入している配偶者に扶養されるようになった場合  
→ 第3号被保険者に変わります  
【配偶者の勤務先へ届出が必要です】

#### 第3号被保険者が、

- \* 配偶者が会社や役所を退職した場合  
→ 第1号被保険者に変わります  
【町の国民年金窓口へ届出が必要です】
- \* 収入が増えて扶養からはずれた場合  
→ 第1号被保険者に変わります  
【町の国民年金窓口へ届出が必要です】
- \* 就職して、厚生年金保険(共済組合)に加入した場合  
→ 第2号被保険者に変わります  
【勤務先が手続きを行います】

◇ 問 石巻社会保険事務所  
☎0225-22-5115  
町民税務課 ☎46-1373  
歌津総合支所 住民生活課  
☎36-3924

### 募集

#### 平成18年度「道路ふれあい月間」推進標語募集

道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の財産です。国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」に定め、みんなが道路と親しみ、ふれあい、美しく安全に利用されるような活動を行っています。「道路は国民共有の、つまりあなたの財産です。」をテーマに、「道路ふれあい月間」推進標語を募集します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

- ◇ 応募期間 3月31日(金)必着
- ◇ ホームページ <https://ssl.jolls.co.jp/hyugo/index.html>
- ※平成17年度推進標語最優秀賞は「ベビーカー 車椅子にも 笑顔の道」でした。
- ◇ 問 国土交通省道路局道路交通管理課  
☎ 03-5253-8111 (内線37423)

### 国家公務員採用試験を行います

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施します。

- I 種試験(大学卒業程度)  
受付 4月3日(月)~4月10日(月)  
第1次試験日 4月30日(日)
  - II 種試験(大学卒業程度)  
受付 4月14日(金)~4月25日(火)  
第1次試験日 6月18日(日)
  - III 種試験(高校卒業程度)  
6月20日(火)~6月27日(火)  
第1次試験日 9月3日(日)
- 申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は人事院東北事務局にお問い合わせください。
- ◇ 問 人事院東北事務局 第二課  
試験係 ☎(022)221-2022  
人事院ホームページ  
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

### 暮らし

#### 仙台国税局からのお知らせ『お酒の消費者窓口』の設置について

仙台国税局では「お酒の消費者窓口」を設置しました。これは、多数の消費者の皆さまから、お酒に対するご意見、ご要望やご質問などをいただき、消費者の観点も含めた総合的な視点から酒類産業行政を実施していくためのものです。ご意見等は、郵便、FAX、インターネットにより受け付けております。

なお、次の事項もできる限りお知らせください。①氏名、②年齢(十代でも可)、③性別、④職業(職種でも可)、⑤住所(都道府県でも可)、⑥電話番号(回答が必要な場合は必ずお知らせください)

- ◇ ご意見の受付方法  
〒986-8430  
仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
仙台国税局 課税第二部酒類課内「お酒の消費者窓口」あて  
FAX 022-265-1614  
インターネット  
仙台国税局のホームページ  
<http://www.sendai.nta.go.jp>